

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第三項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第四項中「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員に対する第一項、第三項及び前項の規定の適用については、第一項及び前項中「三年を超えない範囲内」とあり、並びに第三項中「一年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」と、前項ただし書中「三年を超えて」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内において」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年八月奈良県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第七條の二第一項」を「第七條の四第一項」に改める。

第四条中「給料の月額に」を「給料の月額に」に改め、「加算した額」の下に「とし、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬(給料に相当する部分に限る。)」の額とする。」を加える。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(退職手当の支給)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しない

こととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月（以下「常勤相当勤務月」という。）が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（以下「支給対象非常勤職員」という。）は、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者については、この限りでない。

第五条の二第二項第三号中「第七条の二第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同項第四号中「第七条の二第二項」を「第七条の四第二項」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勤続期間の計算）」を付し、同条第五項中「職員以外の本県職員でその勤務形態が職員に準じ、かつ、規則で定めるもの」を「支給対象非常勤職員」に改める。

第七条の二を第七条の四とし、第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続きした期間とみなす。

一 支給対象非常勤職員 その者の常勤相当勤務月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 支給対象非常勤職員以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、常勤相当勤務月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第七条の三 第七条第五項に規定する他の団体職員等としての引き続きした期間には、支給対象非常勤職員に相当する他の団体職員等としての引き続きした期間を含むものとする。

2 前条の規定は、他の団体職員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第十条第二項各号列記以外の部分中「に職員」の下に「又は職員以外の者で常勤相当勤務月が一月以上あるもの（季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は

季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）（以下この項において「職員等」という。）」「を加え、「職員であつた期間」を「職員等であつた期間」に改め、同項各号中「職員」を「職員等」に改める。

第十九条第三項中「第七条の二第一項」を「第七条の四第一項」に改める。

附則第二十二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「及び第三号」を「、第三号及び第三号の二」に改める。

第二条の見出し中「委員等」を「委員」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「及びその他の常勤職員」を削り、同条第二項中「職員」を「委員」に改め、同条第三項中「その日まで、その他の常勤職員が退職、失職、死亡等により職員でなくなったときは一般職の職員の例により」を「、その日まで」に改める。

第四条第二項を削る。

第七条第二項中「（常勤の職員を除く。以下第十条第三項において同じ。）」を削り、同項ただし書中「態様等」の下に「又は職務の性質、内容、責任等」を加え、「本文に規定する額との均衡を考慮して、」を「勤務一月につき五十五万円を超えない範囲内において」に改める。

第八条第一項中「及び前条」を削り、「職員の給与」を「委員の給与」に改め、「及び非常勤の職員の報酬の支給」を削り、同条第二項中「前項の報酬以外」を「前条に定めるもののほか、非常勤の職員」に、「支給」を「支給等」に改める。

第九条中「及びその他の常勤職員」を削る。

別表第一その他の常勤職員の項を削る。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員の給与」を「職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以

下「会計年度任用職員」という。）の給与等」に改め、「並びに」の下に「法第五十七条に規定する」を加える。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。

）」を「法」に改め、「企業職員」の下に「、会計年度任用職員」を、「規定する職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十三条の次に次の四条を加える。

（第一号会計年度任用職員の給与等）

第二十三条の二 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者（以下「第一号会計年度任用職員」という。）には、報酬、費用弁償及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬の額は、報酬基礎額に、人事委員会規則で定めるところにより特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を加えた額とする。

3 前項の報酬基礎額は、当該者が法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者（以下「第二号会計年度任用職員」という。）であるものとした場合に次条の規定により決定される給料の月額並びに初任給調整手当、地域手当及び農林業普及指導手当に相当する額を、人事委員会規則で定めるところにより日額に算定した額とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより時間額又は月額で算定することができる。

4 報酬基礎額を日額又は時間額によつて算定する場合は月の一日から末日までの期間の勤務日数又は勤務時間に応じ人事委員会が定める日までに、報酬基礎額を月額によつて算定する場合は職員の例により、報酬を支給する。

5 第一項の費用弁償は、職員に支給する通勤手当との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより支給する。

6 第一項の期末手当は、第二号会計年度任用職員に支給する期末手当との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより算出し、その支給方法は、職員の例による。

7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する第一号会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。ただし、第二号会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りで

ない。

- 一 任期の定めが六月に満たない者
- 二 勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分を超えない範囲内で定められた者

（第二号会計年度任用職員の給与）

第二十三条の三 第二号会計年度任用職員には、給料及び手当を支給するものとし、その支給方法については、職員の例による。

2 前項の給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で、その職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性並びに職員との権衡を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

一 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者 一級における最高の号給の給料月額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にあつては、二級における最高の号給の給料月額）

二 職員であるものとした場合に行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける者 前号に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める職務の級における最高の号給の給料月額

3 第二号会計年度任用職員には、人事委員会規則で定めるところにより、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当を支給する。

4 前項の規定にかかわらず、任期の定めが六月に満たない第二号会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。ただし、職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

（会計年度任用職員の給与の減額）

第二十三条の四 会計年度任用職員が勤務しないときは、超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、年次有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認のあつた場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、給与額を減額して給与を支給する。

（会計年度任用職員の給与の特例）

第二十三条の五 前三条の規定にかかわらず、任命権者は、職務の特殊性その他特別の事情がある会計年度任用職員の給与については、人事委員会と協議して、別に定めることができる。

第二十四条第三項中「単純な労務に雇用される者で」を「前二項の規定にかかわらず、単純な労務に雇用される者で」に、「それ以外の単純な労務に雇用される者」を「会計年度任用職員」に改め、「考慮して」の下に「別に定めるところにより」を加える。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項及び第五項の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。
別表第一の備考(一)ただし書を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「職員の」を「職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」の「に改める。

第八条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」が」に改める。

第二十五条第二項の表第十三条第二項及び第四項、第二十条の三第一項、第二十条の四並びに第二十五条の項中「、第二十条の四並びに第二十五条」を「並びに第二十条の四」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企業職員及び」の下に「同法第五十七条に規定する」を加える。

第十六条(見出しを含む。)中「臨時又は」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二

十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条に見出しとして「(非専門的任期付職員の給与の特例)」を付し、同条第一項中「第六条、第七条、」を削り、「非専門的任期付職員」の下に「(企業職員である非専門的任期付職員を除く。)」を加え、同条第二項中「第十一条の五及び第十一条の七」を「及び第十一条の五」に、「任期付短時間勤務職員」を「非専門的任期付職員のうち第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第三項の表第十一条の六第二項第二号の項の前に次のように加える。

第六条第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする
第六条第三項及び第五項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第六条第十項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

第十一条第三項の表第十三条第二項及び第四項、第二十条の三第一項、第二十条の四並びに第二十五条の項中「、第二十条の四並びに第二十五条」を「並びに第二十条の四」に改める。

第十二条第二項中「、第七条の二」を削る。

（奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第九条 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者」を加える。

（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「もの」の下に「（前項に規定する者を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の規定の例により給与等を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに採用される者の退職に係る退職手当について適用し、施行日前に採用された者の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第二条第二項の規定により職員とみなされる者の施行日の前日を含む月以前における勤務した期間は、職員としての引き続きした在职期間に加算しないものとする。

4 当分の間、職員以外の者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二條の二第一項第一号に掲げる者を除く。）のうち、新条例第二条第二項に規定する常勤相当勤務月が引き続いて六月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、同項の支給対象非常勤職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する

る新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。

5 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定を受けることができた者を含む。）に対する新条例第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。